				老齢厚生年金等にあつては、これらに二分の一から当該遺族厚生年金の受給権者が次の(1)から(3)までに掲げる年金たる給付の区分に応じ(1)から(3)までに掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、(1)から(3)までに定める額を合算した額）を控除した額に二分の一
			老齢厚生年金	得た額 (1)　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金　当該退職共済年金の額の二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額 (2)　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金　当該退職共済年金の額の二十四年一元化法改正前地共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額 (3)　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額
		第六十一条第三項	老齢厚生年金	得た額 (1)　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額 (2)　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金　当該退職共済年金の額の二十四年一元化法改正前地共済法第七十四条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額 (3)　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額
			老齢厚生年金等	第四十三条第三項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第六十一条第四項の規定により適用する場合を含む。）又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十七条第三項
		第六十四条の二	老齢厚生年金の受給権	老齢厚生年金等のいずれかの受給権
			老齢厚生年金の額	老齢厚生年金等の額の合計額から当該遺族厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該遺族厚生年金の受給権者が、当該各号に掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、当該各号に定める額を合算した額）を控除した額 一　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額
			停止する。	停止する。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、この限りでない。

				二　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金　当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額 三　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

第二節　共済組合の組合員であった者に支給する老齢厚生年金等に関する事項

（平成二十四年一元化法附則第三十三条から第三十五条までの規定の適用範囲）

第八十五条　平成二十四年一元化法附則第三十三条から第三十五条までの規定は、第二号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用するものとし、平成二十四年一元化法附則第三十三条第二項の規定は、第二号厚生年金被保険者について適用するものとする。

（改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に支給する特例による老齢厚生年金の額の特例）

第八十六条　平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項の規定による老齢厚生年金の額については、厚生年金保険法第四十三条第一項及び附則第九条の二並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三の規定は適用せず、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第十八条第一項第三号に掲げる者とみなして、同条第二項前段の規定を適用して計算した額とする。

2　平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項の規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げにより減ずる額等）

第八十七条　平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項の政令で定める額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額の百分の四に相当する額に、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢（第九十条において「特例支給開始年齢」という。）と平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額とする。

第八十八条　平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の政令で定める額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により算定した額に、平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項の規定により減じるべきこととされた額をその算定の基礎となった同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする。

（改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者に係る繰上げ支給の老齢厚生年金の特例）

第八十九条　平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者については、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び附則第十三条の四並びに厚生年金保険法附則第八条の規定は、適用しない。

2　平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十四条第二項の規定並びに第四十三条第二項及び第三項の」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定により算定した」とする。